

スマート農業推進鹿児島 WEB ネットワーク設置要領

令和3年4月1日（設置）

令和7年4月11日（名称変更）

1 名称

スマート農業推進鹿児島 WEB ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）

2 趣旨・目的

人口減少と担い手の高齢化・減少が深刻化する中、農業の生産現場は多くの課題を抱えている。このような中で、現場の課題を解決するロボット技術や ICT を活用したスマート農業の社会実装を強力に推進する必要がある。

一方、スマート農機が高額であったり、ドローン操縦者の育成に時間を要するなど、スマート農業を展開するに当たって費用と時間がかかるなどの課題もあり、ドローン操作の代行サービスや農機のシェアリングなど農業支援サービス事業の育成・普及を推進する必要がある。

このため、官民が連携し、関係者のニーズやシーズを吸い上げながらスマート農業・農業支援サービスの普及拡大に向けた取組を強力に推進する。

3 活動内容

スマート農業や農業支援サービスの推進に資するため、

- （１）ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用したスマート農業技術の研究・開発、社会実装に向けた取組・普及等の情報収集・交換
- （２）農業支援サービスに係る新技術、事例等を収集し、情報発信
- （３）現場で利用の支障となっている課題等に関する情報、意見を収集し、課題解決に向けた対応策などを発信
- （４）ネットワークの活動を円滑に行うため、九州農政局鹿児島県拠点のホームページ上にネットワークを設置する。

4 運営事務局および会員

- （１）ネットワークに係る運営事務は、九州農政局鹿児島県拠点地方参事官室が行う。
- （２）会員は、農業者、IT 企業・ベンチャー企業、農業支援サービス事業者、農業団体、地方自治体、研究開発機関等であって、以下の各号に該当する者であること。
 - ① 2 に定める目的に賛同し、3 の活動に協力すること。
 - ② 会員相互で、提供情報を共有することに同意していること。
 - ③ 反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力と関わりを持たないこと。

（３）入退会

- ① 入会をしようとする者は、入会届を提出し、事務局に受理されること。
- ② 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会とする。
 - ・事務局に退会の報告があったとき。
 - ・所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
 - ・会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

5 その他

- （１）この設置要領に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は事務局で決定する。
- （２）事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。
- （３）ネットワークの活動に係る会員からの会費は徴収しない。また会員への謝金および交通費等は支給しない。